

社会教育における学習条件の整備に関する考察

——学習の場の整備について——

On the Adjustment of the Conditions Required for

Social Education

久 高 喜 行

1. 時代的要請としての主体的学習

これからは社会教育の時代だと言われる。社会教育は、学校教育と異なり、学習の場や機会、学習内容、指導者等を学習者自身が選べるという特徴をもっている。与えられたものをただ受動的に学ぶのではなく、学習者自らが主体的に求めて学ぶのである。

工業化社会から脱工業化社会への移行は、われわれに余暇の増大をもたらしつつある。この余暇の増大は、自分の生活を自ら律することのできる人間を必要とする。これまでのわれわれの生活を振り返ってみると、それはあまりにも他律的な生活でありすぎた。起床から就寝に至る各時間は、自分で設定したというよりも他律的に設定させられたものとしてみる方が妥当であろう。そのような他律的時間設定の中に身を置いて生活することに慣れすぎた現代人の多くは、それが自らの生活に規律と安定を与えてくれていると思込んでいる。ところで、余暇時間は、まさに自分の時間である。自分で設定できる時間である。しかし、他律的な生活に慣れきっている現代人の多くは、骨休めとしての1週間に1日の休日ならともかく、休日が2日3日と続き、時には1週間、10日と続くとそれをもてあまし気味となり、かえって余暇に苦しめられる結果となる。先日、ある地区の青年大学に向いた折、週休2日制について意見を求めたところ、既に実施されているところの青年たちの多くから、休みは週1日でよいという意見が出された。その理由は、あと1日の休みを何に使ったらよいか分らずもてあますというのであった。

余暇は、それを使って何かやりたいことをもっている人にとってはきわめて有用である。それをもたない人に

とっては、余暇は、退屈この上ないものであり、ひいてはその人の怠惰を助長するものともなりかねない。schoolの語源であるギリシャ語の「スコレー」が「暇」の意味であることは、よく知られている。なぜ「暇」の意が「学校」の意へと転意していったか。その理由は、古代ギリシャにおいては生産労働を奴隷に課したため、それから解放された「ポリスの市民は衣食住に心を煩わすことの少ない階級であって、…彼等の享受したところの閑暇ある生活はギリシャ文化の生れ出でた母体であった。彼等は澄みわたる碧空、輝き透る天日の下で美と善との観想に過ごす閑暇に恵まれた」と説明されるように、閑暇を利用して学芸に勤しんだところからきている。われわれの日常用語としての「暇」は、「自分のままに過ごすとき」という意味をもつが、そこにも単に骨休めという消極的な意味ではなく、自分のための時間というもっと積極的な意味があるように思われる。

余暇の意味をこのように積極的に捉えていくとすれば、これからの余暇時代においては、自分の生活を自ら律することのできる人間が要求される。したがって、余暇時代に耐え得る教育とは、自律的な生活のできる人間を育てる教育と言うことができよう。

ところで、現在の学校教育は、そのような余暇時代に耐え得る教育であろうか。また、現代は情報化社会と言われるが、学校はそれに対応できる人間を育てているであろうか。このような問いかけに立って現在の学校教育のあり方に大きなメスを入れた事例を1つみてみたい。

東京教育大学附属小学校では、「現代社会の特質を分析し、来るべき新しい時代を予想し、これまでの教育を反省検討し、現在目の前に成長発育しつつある子どもたちの教育のあり方を思索して、新しい教育課題を求めて

研究をすすめ」た結果、昭和47年度以来隔週学校5日制を採用している。同小学校では現代社会を、「知識や情報の激増やその変化の急速多様な情報化社会」と分析し、その傾向がますます強まるであろう将来に対応して、「いかに情報を処理して、主体的に生きるかということ」がこれからの人間の生活課題であり、従って今後は「主体的に生活を創造し、新しい社会を創造することのできる人間の育成が要求されるであろう」としている。このような観点に立って、同校では現行の教育課程に問題の目を向け、差当って学校側にその自主的運営が委ねられている特別活動の充実を企図した。特別活動は、その大半が子どもたちの自主的活動に期待されているものであり、この点からみて、それは主体的な人間の育成という同校の教育目標に合致した教育領域であるといえる。同校が特別活動のあり方を改善するに当って期待した子どもの姿は、「自分で目的を持ち、考えて計画をたて、全力を出してその遂行に立ち向うような子ども」であった。このような子どもの姿を期待して特別活動の改善を図るとすれば、当然これまでのような細切れな時間設定を改めざるを得ない。その結果、土曜日を特別活動の日として設定し、その日は教科・道徳の授業は行わず、特別活動のみに専心させるように計画し、更に隔週土曜日を「登校しない日」として定め、保護者の了解を求めながら子どもたちの自主的活動を家庭に委ねた。ここに隔週学校5日制が成立した。⁽³⁾はじめから「学校5日制のあり方を検討すべく研究を進めたのではなく、子どもの教育のあり方を求めて研究に取り組み、その研究の過程における1つの試みが、隔週学校5日制の形となった」ということだが、学校5日制の問題を論議する場合の基本的姿勢をこの実践例は示してくれている。

この東京教育大学附属小学校における先導的実践例はその発想の根底に情報化社会に対応できる人間の育成ということがあるが、同時に余暇時代に耐え得る人間の教育のあり方をも示したものとして評価できる。またこの試みのもつ意義は、学校教育を過重に考える日本人の教育観に反省を求めて、家庭教育の復権を図り、更に自ら求めて学ぶという社会教育的学習の促進にあると思う。つまり、それは、親の教育権の再確認と学習者の学習の自由の確保につながっている。与えられる教育だけに満足せず、自ら求めて学習する人間、そのような人間の育成を家庭においても、学校においてもこれからは心がけていかなければならないであろう。この基礎地盤が整うことによって、社会教育も与えられる社会教育から求める社会教育への質的転換が可能となるし、生涯教育の必要性を国民自らが認知できるようになると思われる。そ

して、このような求める社会教育の時代に対応できるように、社会教育の条件整備を図ることが、今後の社会教育行政の最大の課題であると考ええる。

2. 社会教育における学習条件の整備を考察する視点

社会教育における学習条件の整備を理想的に端的に述べれば、それは、これからの社会を想定してそこで求められる多様な住民の学習要求に対応できるような条件の整備であるということができよう。自ら求めて学ぶ社会教育にあっては、学習者の求めるものを提供できるように条件が整っていること、またもしそれが整っていない場合、あるいは現状のそれに満足できない場合、住民がその条件を整えるように請求することのできる事が理想である。社会教育法第3条に「国及び地方公共団体は、…社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定められているが、このような学習環境の醸成への積極的な取り組みの姿勢が社会教育行政に今後強く求められてくるであろう。

さて、われわれ国民は、憲法第26条の定めるところにより、教育を受ける権利を有している。憲法上の国民の受教育権の規定は、必ずしも学校教育に限ったものではなく、社会教育にも適用されるものと解される。ところで、国民の受教育権（学習権）の具体的保障についてみる場合、その1つとして、国民の側から教育をどの程度選べるかという教育の選択権の有無もしくはその中の広狭から考察する仕方がある。社会教育においては、特にこの視点からの考察が必要であろう。なぜなら、国民の受教育権がたとえ憲法で保障されても、学習者の求めるもの、例えば学習に必要な場や人や内容が不十分であったり、または学習者の学習の自由を阻害したりしている場合、それは形式的な保障にしか過ぎない。学校教育においては大学を除き、一般に教育を選ぶ権利に強い制限がある。それは、その制限によって逆に教育の機会均等を原則とした子どもたちの受教育権を保障できるからであり、その意味においてのみ制限が認められるのである。例えば、現在義務教育段階の学校の選択については、国立・公立・私立（学校法人）の3つの設置母体のうちいずれか1つを選ぶことはできるが、公立学校内の選択については相当の理由がない限り、一般には厳しく制限されている。それは、公立の義務教育諸学校が公費で設置、

社会教育における学習条件の整備に関する考察

維持されているため、同一市町村内のそれらの学校間に格差を生じさせないことが原則であり、それが学校を選ばせない根本的理由となっている。つまり、その制限によって子どもたちの教育を受ける権利を実質的に保障しようとしているのである。ただ、学校教育の選択権について考察を深めれば、必ずしも建前通りにはいかず、種々の問題があることに気づくが、ここではそれへの深入りは避けたい。

ところで、社会教育における条件の整備を教育の選択権という視角から考察するとすれば、具体的には次の4つの条件の整備が考察の対象となろう。

- (1) 学習の場の整備
- (2) 指導する人の整備
- (3) 学習内容の整備
- (4) 学習方法の整備

ここでは紙数の関係上(1)のみを考察の対象とするが、学習の場にしても、また指導者にしても、学習内容と全く切離して論ずることはできない。なぜならば、社会教育における場にしても人にしても、内容と全く無関係に存在することはありえないからである。また、学習者の立場から考えても、学習したいと思う内容に即して場を選び、人を選ぶからである。それだけに社会教育行政の担当者としては、住民の学習要求に耳を傾け、住民の自己実現を可能にするような場や人の条件整備に意を用いなければならない。社会教育行政の任務はまさにここにあると言えよう。

3. 学習の場の整備について

(1) 学習の場の特徴

社会教育における学習の場の選択は、学習者自身に委ねられている。そこには学校教育におけるような制限はあまりみられない。学習者自身が自らの学習要求に照して場を選択するのである。したがって、社会教育の場や機会は、学校教育のように固定しておらず、学習する内容によって異なるのが一般である。ここに学校教育との違いがある。

また、一般に意図的計画的な教育(学習)の領域にあっては、教育(学習)の場と教育(学習)の内容とが一体となっている。学校教育では大学を除き教育内容に国家的基準があり、その基準に従って学習が展開されるのに対し、社会教育ではそのような基準はなく、それ故学習者自身が学習プログラムを作成し、あるいはその編成に参加し、学習活動を展開することが可能である。⁹⁽⁵⁾ここにも学校教育と社会教育の大きな違いをみることができる。更に社会教育では同じ内容の学習要求や学習課題を

もつ人たちが集まって、自分たちで学習の場や機会を設けることのできる点は特に重要である。

それでは、社会教育の場として具体的にどのようなものが考えられるであろうか。社会教育の場としては、単に施設としてのそれだけではなく、各種の講座や学級、多様な社会教育集団を含めて考えるのが妥当であろう。学習者にとっては集団もまた学習の場であるからである。

(2) 学習の場としての施設及び学級・講座等

社会教育施設としては、公民館をはじめとし、図書館、博物館、美術館、各種スポーツ施設、青少年センター、青年の家等多種多様なものがある。最近では少年自然の家が各地に設けられているが、今後も種々の目的と内容をもった施設がつくられていくであろう。社会教育施設は、その設置によって住民の学習活動を高めると同時に住民の隠れた学習欲求に刺激を与え、住民の学習活動の巾の広がり期待できるような触発の機能をもつものであることが望ましい。それにまた、社会教育が地域の住民に密着した形で展開されることを望むとすれば、そのための施設は住民が身近に利用でき、親しみのもてるような施設でなければならない、公民館の設置に当っては、特にこの点が留意されなければならないであろう。公民館については後に触れたいと思う。

次に講座・学級等であるが、これらは学習内容を明確にして、あるいは対象者を明確にして開設されるところに特徴がある。最近では公民館や学校などの公的施設だけではなく、新聞社等の民間の企業体が各種の学級や講座を多く開設している。それらを身近に利用できる、特に都市部の住民にとっては、それだけ学習の機会や内容に選択の巾が与えられることになり、好ましいことである。受講者の募集開始後直ちに満員となる講座もかなりあると聞く。このことは、その講座の内容が現代の市民の求めるものに合致したものであることを示している。現代人が何を考え、何に関心を示し、何を求めているかを鋭くキャッチし、それに直ちに対応できる組織力をもっている新聞社にとっては、市民の学習要求にマッチした講座の設定は、さして困難なことではないであろう。その講座開設の態様をみて気づくことは、まず講座数及びクラス数の多さで、それは公民館の比ではない。(例えば、朝日文化センター北九州教室では92講座 179クラス、西日本婦人文化サークル大分教室では48講座92クラス。いずれも昭和49年度分)また、市民が利用しやすいように内容に応じ開設時間は午前・午後・夜の3部制をとっている。内容は、「生活技術」、「芸術・芸能」、「趣味・娯楽」に関するものが多いが、「文学・語学」や「一般教養」もかなり重視されており、また「医療事務」、「商業

簿記などの「職業技術」講座も開設されている。社会教育には、後に述べるように個人の自己実現を図るための学習活動という側面があるが、新聞社系の講座は、まさにそのような意味での学習の場を市民に提供していると言える。その自己実現に手を貸す講師の陣容や設備は、地方の公民館では望んでも到底不可能なものがある。(注13参照のこと)

これからの公民館、特に都市部の公民館は、新聞社その他の民間で開設されるものとは異なったもの、あるいは、それらではできないことを考えていかなければならない。もしそれが見出せなければ、都市部の公民館は、その影をうすくしていく運命にあるであろう。そこで民間の企業等で開設する講座・学級等ではできないこと、あるいはできにくいことで公民館では可能なことを3点だけ指摘しておきたい。その第1点は、民間の企業等の開設する講座・学級等では、その学習プログラムの編成が主として開設者の意志によって行われるのに対し、公民館ではその編成に学習者自らが参加できるということである。第2点は、公民館では、身近かで具体的な生活課題や地域社会の課題を取上げて学習課題とすることができることである。第3点は、民間の企業等の講座や学級では、その運営上に必要なきまりを開設者側が作るのに対し、公民館では、施設利用上の規則は別にしても、講座・学級等の運営に必要なきまりは、参加者全員の意志で作ることが可能であるということである。公民館がその独自の事業として講座・学級等を開設する場合、以上の3点をその基本的姿勢にしてはじめて、民間のものとの間に一線を画することができるのである。この姿勢を忘れて、民間のものを模倣し、あるいはそれに追随する態度をとったり、または逆にそれらには到底足許にも及ばないことを知ってあきらめの態度になっては、公民館は、その存在意義を失うか、あるいは貸館的なものとして残るかのいずれかであろう。

さて、今後期待される社会教育の場として大学を挙げておきたい。学校教育法第69条に「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。」とあり、また社会教育法第48条では、「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。」とし、同条2項において、「文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設す

る。」と規定されている。学校開放には施設の開放と人の開放の両者があるが、大学の開放においては、専門的学術知識に関し指導力を有する人の開放が主眼となるであろう。高等学校への進学率が9割を越え、大学へのそれも3割を越えている今日では、学習者がかなり専門分化した内容を求め、あるいはより高度な一般的教養を修得したいという要求をもつと考えられるので、それらの学習要求を充足できる場としての大学の開放は、期待されるところが大きい。また、情報化社会を迎え、いったん修得した知識や技術では不十分で、新たな知識や技術を求め、あるいは思考や発想の方法を求めて大学開放講座へ参加する人たちも多くいるし、今後ますますその数は増すであろう。つまり、大学は、現職教育の場として一層重要視されることになると思われる。昭和49年度の文部省委嘱大学公開講座の実施状況をみると、国立大学では39大学66講座、公立大学では7大学10講座で計46大学76講座とその数は、まだまだ少ない。⁽⁶⁾もちろん、公的社会教育に紐込まれていないもの、例えば私立大学で行われている開放講座を含めれば、その数はかなり多くなるであろう。現在大学開放に関する法的整備が充分になされていないため(学校教育施行規則第71条に「公開講座に関する事項は、別にこれを定める」とあるが、現在未制定である。)、予算面やそれに携わるスタッフ面で十分な措置がとれないでいる。「日本の場合、大学がいわば片手間で拡張講座を開いており、経費、組織、施設など全く不十分であるし、またほとんど大部分、大学の外に組織的に出て社会教育活動を行っていない。その講座の内容にせよ方法にせよ、現代の社会の急激な変化に適応したり、教育工学を利用したりする努力があまり見られない。」⁽⁷⁾と言われるように、社会教育の場としての大学は未発達段階にある。大学の開放については、イギリスはじめ成人教育の先進諸国に学ぶべき点が多い。大学の起源をみる時、そこには求めて学ぶ学生たちの姿をみることができる。現在の大学が一般に学歴を求めて集まる学生たちの通過機関となっている時、大学の開放は、求めて学ぶ人々への学習の場の開放となり、大学本来のあり方に近づくとさえそうである。それは決して過言ではないであろう。

(3) 学習の場としての社会教育集団

それでは最後に、学習の場としての社会教育集団について触れておこう。横山宏氏は、社会教育集団を次の3つに分類している。(1)もっとも原型的なものとして、サークル・グループと呼ばれるもの。(2)狭義の教育・文化団体ないしは社会教育団体と呼ばれるもの。ただしこの社会教育団体はさらに、社会教育関係団体という公権力

によって（社会教育法の規定する）承認された団体と…それ以外のものにとわかれていた。(3)産業・経済・労働・民生などの諸組織や団体（これらは掲げている目的が、狭義の教育・文化に関することではないにせよ、集団が本来的にもっている教育的な機能を働かせているし、その内部では活発な学習が行われている。⁽⁸⁾

ところで、社会教育集団は、どのように定義づけられるであろうか。まずその基本的性格をみると、a. 社会教育集団は、目的をもって自主的に組織された集団である。b. 社会教育集団は、社会教育に関する事業を独自に企画実施する集団である。c. 社会教育集団は、その運営上必要な規約（必ずしも成文でなくてもよい）を自らの意志で決定する集団である。以上のような特質をふまえて社会教育集団を定義づければ、「社会教育集団とは、目的をもって自主的に組織され、その目的に合致した社会教育に関する事業を自ら企画実施し、その運営上必要なきまりを自らの意志で決定する集団である。」と言えよう。

さて、社会教育集団をその規模でみると、数人の小規模のものから数百人、あるいは千人を超える大規模なものまである。特に社会教育関係団体と呼ばれるものの中には、規模の大きなもののがかなりある。集団の目的や事業の内容によって、その規模を異にするのは当然であるが、成員の実質的参加を基にした学習活動を社会教育活動の条件とするならば、集団の規模は、小規模である方が好ましい。そこでは、成員のすべてが一定の学習時間内で発言し、作業することが可能となる。これまでに個人的に接し、あるいは調べた学習集団の中で活発に活動をすすめているものの多くが10人前後から20人前後の規模であった。そして、特に興味をひくのは、その殆どの集団が発足当初のメンバーと現在のそれとの間に大きな変化がみられないということである。それらの集団が新たな人の参加を規制したり、拒んだりするような閉鎖性をもっているのではないのに結果的にそうなっている。聞けば、新たに加入した人たちの多くが脱会したり、名目だけの会員となって脱落していくようである。その理由として考えられることは、集団が結成されて1年たてば1年の成長を、5年たてば5年の歴史をその集団はもつわけであるから、その成長や歴史を知らない、あるいはもたない新参者にとっては、そのことがその集団との一体感を失わせ、その集団に対する違和感を強めることになるのではないかと思われる。従って、たとえ同じような学習要求をもつ人たちであっても、彼らを既設の集団へ安易に組入れることは、問題があり、むしろ彼らだけで新たに集団をつくる方が好ましいと言えよう。集団

を育成していく上での指導助言においてこのことが十分に配慮されるべきであると思うし、また公民館での講座や学級などの編成においても考慮される必要がある。公的な社会教育では一般に参加者の人数にこだわる傾向がみられ、定数を満たすために新たな学習希望者を既設の集団へ組入れて人数の調整を図ろうとするが、これでは彼らの学習意欲を阻害し、また集団の成長を阻む恐れがある。積重ねを要する学習領域においては、特にこの点に留意してグループを編成すべきであろう。社会教育集団の適正規模については、今後学習内容や事業内容によって検討が加えられなければならない。社会教育関係団体のような大規模な集団でも、内部において小集団化し、それらが独立していく傾向も見られるが、真の学習活動を志向すれば、当然の成行きである。

ところで、社会教育関係団体のうち、地域婦人会や都市部の青年団の衰退が叫ばれて久しい。その理由についてはこれまでもいろいろ指摘されているが、なかでも産業構造の変化に伴う地域社会の変貌が大きな理由としてあげられている。労働力の需給関係による人の移動は、地域に過疎・過密化の現象をもたらし、地縁的つながりを基盤にしていた婦人会や青年団の活動を衰退させることになった。これは、衰退の外部要因だが、もうひとつ内部要因がある。それは、それらの団体の存在目的が曖昧になったことである。存在目的が明確であればまたそれが現在においても意味をもっているならば、地域の変貌によって参加者が少々減っても活動の質はさして低下せず、その影響力も衰えないであろう。以下その存在目的について検討してみたい。

や、古い調査資料であるが、昭和34年に大阪府婦人団体連絡協議会が行った婦人団体の実態調査によれば、婦人団体の目的として最も多くあげられているのは、「相互の親睦」で、440団体中55.4%に当たる244団体がそれをあげている。次いで「教養の向上」が36.6%、以下「地位の向上」35.7%、「生活改善」29.3%、「社会奉仕」26.6%となっている。⁽⁹⁾

さて、社会教育関係団体は、会員相互の親睦を深めるためだけにある団体ではない。結果的にそのような親睦が得られたとしても、それだけが団体の存在目的ではない。親睦会的集まりは、最初、「皆と親しくできる場がもてうれしい」と感じ、「このような集まりを今後も続けたい」と思ったりするものだが、だんだんかわりばえのしない話に味気なさを感じてくるのが一般である。またそこには社会教育で言う学習が存在していない。

ところで、社会教育関係団体は、公金の補助を受ける

社会教育団体であるが、補助金は、法の建前から、その団体の「教育の事業」に該当しない事業に対してのみ交付される。従って、会員相互の自主的な学習活動は、自らの会費で行われなければならない。ところが、補助の認定基準がしばしば「社会奉仕」活動の有無に置かれるところから、団体活動をそのようなものと認識し、利他的活動に終始してしまう場合があるようである。これでは社会教育の団体ではなく、社会奉仕団体にしかすぎない。更に最近では、余暇を趣味やリクリエーションに打込む人がふえてきたため、団体活動の具体的内容がそのような傾向を多くもつようになってきている。他律的な生活に追われている現代人にとって、趣味的活動は、自分自身を取戻す唯一の機会なのかもしれない。ところで、趣味的活動は、それがたとえグループで行われたとしても、きわめて個人的色彩の強い活動である。従って、それは団体本来の活動と両立させていくことは困難であり、その結果そのグループだけ独立してやろうという動きが出てくる。団体の役員の中には、そのように独立していくことを嫌う人がいるが、むしろ独り立ちができるまでにそのグループを団体が育てたというように考えて、それに満足すべきである。団体内部の趣味的グループに対しては、団体としてある程度まで援助したら、あとは自分たちで独立してやっていくようにすすめる方が望ましい。地域婦人会や青年団などの社会教育関係団体は、団員の趣味的活動に援助を与えても、自らを趣味団体化することはさげなければならない。

さて以上のように社会教育関係団体の存在目的が会員相互の親睦や社会奉仕活動、あるいは趣味活動にあるのではないとしたら、一体何がその存在目的なのか。もちろん、それらの活動をすべて否定するのではないが、主たる目的はそれ以外の活動に求められるべきである。それを端的に言えば、団体本来のもつ課題を解決するために存在しているのである。例えば、婦人団体なら婦人のもつ、青年団体なら青年のもつ社会的課題を解決するために存在しているものでなければならない。そうでなければ、対象を明確にして団体を組織する意味がない。もし、婦人団体が青年団体や一般成人の他の団体と同じような目的や内容をもって活動するならば、強いて婦人だけの団体を作る必要はない。それよりもむしろ、対象の枠をはずして内容別に目的集団・機能集団化の方がよいであろう。婦人が自ら団体を組織する場合、婦人一般に共通する課題であろうと、当該地域の婦人に限られた課題であろうと、その存在が婦人団体の存在を理由づけることになるのである。宇佐川満氏の指摘するように、「婦人団体の社会的存在価値は、その構成員である婦人自身

の生活そのものを第一義的に課題領域とするところであり、しかもこの婦人の生活とはすぐれて歴史的社会的所産であり、それらの小宇宙的實在に外ならない。この婦人の生活に内在する歴史的社会的課題を共同解決することを婦人団体の目的、機能としないで、婦人の生活を捨象したいわゆる地域を団体組織の最上要件としているところに」活動の停滞をまねいているのである。具体例で考えてみよう。近年とみに就労婦人がふえ、その結果彼女たちが婦人会を脱会するという事態がいたるところで起きている。婦人会の役員の多くは、そのことを強く批判する。農村部では特に日稼就労婦人が多い。しかし、なぜ彼女たちが働きに出るのか、あるいは出なければならないのか、それを現在の婦人の社会的課題として捉えることをしないところに問題がある。就労の動機にはいろいろのものがあろう。家計の苦しさから就労する人たち以外に、自由になる金を求めて働きに出る人もいれば、また家族や隣近所の付き合いから解放されたいという気持ちが就労の動機になっている人もいる。⁽¹¹⁾戦後婦人の地位の向上が叫ばれ、特に農村部では過去の因襲を打破し、農村婦人の解放を求める声も起きたが、実際には彼女たちに経済的地位の向上や解放感をあまり与え得なかったようである。就労婦人の増加に目を向け、それを婦人会の学習課題として設定することによって、婦人の社会的、経済的地位や婦人の行動を縛る因襲に改めて気づき、農村婦人一般に共通した問題にまでそれを昇華できるはずである。

さて、社会教育関係団体の存在目的を以上のようにやや厳密に定めると、なかにはそんなことを言っていたら参加者がますます少なくなるという声が出てくるかもしれない。もしそのような声が出るとすれば、その声の主は、活動の質よりも参加者の数にこだわりすぎていると言えよう。婦人団体にしろ青年団体にしろ、それが社会教育の団体である以上、婦人もしくは青年のもつ課題を認知し、それを学習しようという人たちの集まりであってよい。「ただなんとなく」とか「入らないと悪いから」などという消極的、他律的な参加動機の人たちの多い集団では、十分な活動は望めないし、集団の自己実現も望めない。数は少なくとも、その人たちの学習を媒介とした日常的な活動が他の婦人や青年たちへ問題を投げかけ、触発していくという、その波及効果を期待する方がよい。地域婦人会にしても青年団にしても、その現状を打開するには、会員の減数傾向をいかに食止めるかという小手先の技術ではなく、社会教育とは何かというその問いかけから始めなければならない。

4. 公民館の存在目的からみた現状と課題

自己実現(self-realization)という言葉がある。自分がこうなりたい、こうしたいと思うもの、つまり自己の欲求、願望ひいては理想を実現することがこの言葉の意味である。この自己実現という言葉を一個人のものとしてだけでなく、集団、地域社会及び国家にも適用して考えることもできよう。集団は、集団のもつ課題を1つ1つ解決することによってその自己実現を果すことが可能であろうし、地域社会や国家においても同じことが言える。ただし、そのあり方は一様ではない。自己実現には次の4つのものが想定される。

- (a) 個人の自己実現
- (b) 集団の自己実現
- (c) 地域社会の自己実現
- (d) 国家の自己実現

ところで、私は、教育の目的は自己実現にあると考える。その自己実現の力点が上記のいずれに置かれるかは、教育の場や内容、あるいは時代や場所によって異なるのが一般である。学校教育にあつては、概してその対象に年令的な枠組を設け、更に学校という比較的固定した場での教育であるから、それは自己実現のための1つの限られた過程であると言える。しかし、この過程を無視して個人の自己実現を達成することは、現代においては不可能である。近代学校制度が発足した明治の初期にあつては、学校教育の目的は、主として個人の自己実現に置かれていた。それは、明治5年に発布された「学制」の教育理念を述べた「被仰出書」の中で学校設置の理由を個人の「立身治産昌業」に置いて述べていることから伺える。ところが、明治19年の森有礼の学校令及び明治23年の教育勅語によって国家の自己実現を学校教育の目的とし、第二次世界大戦の終結までそれが続くことになる。戦後新たに制定された「教育基本法」においては、教育の目的を個人の人格の完成に置き、新たな意味での個人の自己実現をめざしている。それは、明治初期におけるような個人の立身出世を目的としたものではなく、「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して」(同法第1条)行われるのである。ここでは、個人の自己実現が単に個人の枠内に留まるのではなく、結果として国家や社会の自己実現にそれがつながることを期待している。この教育基本法における教育の目的は、学校教育のみならず社会教育にも適用されるものである。

終戦前の社会教育は、まさに国家の自己実現のための

ものであった。当時の青少年や婦人の諸団体は、そのために組織され、または改組されたものであり、そこでは忠君愛国の情や滅私奉公の精神が鼓吹された。従って、そこには個人や団体の自己実現としての教育・文化活動はそれ自体として存在することは困難となり、否定されることもあった。戦後の社会教育は、まずこれへの反省に立って始められることになる。その基本的姿勢は、自分たちの住む地域社会に根ざした社会教育、つまり町づくり、村づくりとしての社会教育への転換を図ることであった。換言すれば、それは、国家の自己実現を唯一絶対の目的とした社会教育から、個人及び集団の自己実現を尊重し、その上に立って地域社会の自己実現を図ろうとする社会教育への転換を企図するものであった。その姿勢を端的に示したものが、寺中構想を基にした昭和21年の文部次官通牒「公民館の設置運営について」であった。その中の「公民館の趣旨及目的」には次のように述べられている。「公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交友を深める場所である。それは謂はば郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。」更に「公民館運営の方針」の中で公民館の社会教育機関としての機能を次のように挙げている。(1)公民館は町村民が相集って教へ合ひ導き合ひ互の教養文化を高める為の民主的な教育機関である。(2)公民館は同時に町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合作を培ひ、以て町村自治向上の基盤となるべき社交機関である。(3)公民館は亦町村民の教育文化を基盤として郷土産業活動を振興す原動力となる機関である。(4)公民館は謂はば町村民の民主主義的な訓練の実習所である。(5)公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所である。(6)公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するものである。(7)公民館は郷土振興の基礎を作る機関である。

このように公民館には、地域社会の自己実現を図るために必要な諸種の機能が託されていた。また公民館は、上記の「趣旨及目的」においてみられるように、個々の住民の自己実現と地域の諸種の団体の自己実現の場としても想定された。というよりむしろ、個人や団体の自己実現を基にして、結果的に地域社会の自己実現を期そうとしたものであり、ここに公民館の存在目的があった。その文脈からみれば民主主義の道場としての教育的機能が公民館に託されているが、それは新しい町づくり村づく

りを志向しての創造的教化活動とも言えるものであった。当時は個人の生活上の課題1つにしても、それは地域住民に共通した課題として捉えることができ、その解決が町づくり村づくりに結びついていた。更には、一人一人の国民が「豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うこと」（同通牒）によって「新しい民主日本」を建設できると述べることによって、個人のその面での自己実現が国家の新たな意味での自己実現の礎石となることを期している。戦前における国家の自己実現が、個人あるいは集団の自己実現を無視あるいは犠牲にして企図されたのに対し、戦後のそれは、個人や団体、更には地域社会の自己実現を基にして、はじめて国家の自己実現が可能となることを明らかにした。

昭和24年に制定された社会教育法は、公民館の目的を「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（同法第20条）と定めた。ここには当初の構想において掲げられた、町づくり村づくりとしての機能がや、後退し、個人の自己実現に力点を置いた目的規定となっている。だが、公民館の設置者を市町村とし（同法第21条）、住民の自己実現を図ることによって、地域の生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを公民館の目的としていることからみて、結果的には地域社会の自己実現を企図していると読みとれないことはない。ただ、この規定がどちらかというとなんかの住民の自己実現に力点を置いたことから、その後の公民館の事業の具体的内容が生活技術的あるいは趣味的なものへ傾斜していくことを助長したとみてよいであろう。公民館の事業がそのような内容となった場合、特に都市部の公民館ではその存在目的が曖昧とならざるをえない。なぜならば、その後都市部において、社会教育関係施設あるいは類似施設が専門施設的に新設されるに及び、公民館の総合施設性の意義が薄れ、施設の規模・内容ともに専門施設に劣るということになった。更に都市部においては、そのような内容の学習機会が中広く存在するため、学習者の足が公民館から遠のくという結果になった。ただ、団体や小グループの学習活動が活発になるに従い、公民館の独自の事業にはなかなか人が集まらないが、集会場としての利用は、年々高まり、貸館的性格が強まってきた。現在でも各種の団体やサークルとしては自分たちが気軽に利用できる施設として公民館を考える傾向が強まっている。農村部の社会教育センターと

して構想されたと言われる公民館が、昭和30年代後半に入って、都市部における専門施設の増加、都市化現象に伴う郡部の変容によってその存在価値が問われ始めることになる。昭和38年に文部省は、「進展する社会と公民館の運営」を刊行し、また昭和41年に社団法人全国公民館連合会は、「公民館のあるべき姿と今日的指標」を出して、地域社会の変貌とそれに伴う住民の学習要求の多様化に対応できる公民館像を提示した。後者では、公民館の目的を、「公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。」と定めて、改めて公民館が地域社会の自己実現の場であることを確認した。そして、その役割を3つ挙げている。

- (1) 集会と活用……地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため集会場・いこいの場・茶の間など、多様な役割をはたすものが公民館である。さらにすすんで、住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供するのも公民館である。これが公民館の基本的な役割である。
- (2) 学習と創造……学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割である。住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実される。しかも、それらはさらに個人や小集団による自主的な学習によって深められ、進められる必要がある。そのような学習活動をささえ、発展させるための活動は数多く考案されるべきであり、また、各種の資料や図書をととのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。これが、公民館の中核的な役割である。
- (3) 総合と調整……地域社会における課題といかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の高次の役割がある。公民館は、諸団体・諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもりあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。これが、公民館の究極的な役割である。

このように「あるべき姿」では、当初の公民館構想を支えていた基本理念にたちかえり、それを現在の時点で見直し、新たな機能を公民館に付与して、これからの公民館像をできるだけ具体的に描こうとしている。例えば、初期の「公民館の設置運営について」においてみられた、教化主義的な匂いを無くし、地域社会の自己実現を住民

の主体的で組織的な学習活動を通じて達成することを期待している。また、住民の日常生活の相談に応じ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介する窓口としての機能を公民館に新たにもたせている。今仮に人口5万から10万の都市を想定し、その都市の中心部に社会教育センターとも呼べる広場を作り、その周囲に社会教育に関係する諸施設を独立させてつくるとした場合、総合施設としての公民館はどうなるであろうか。公民館を施設論的にみていく限り、この場合公民館は解消される運命にあるであろう。ところが、それを機能論的にみれば、住民の生活相談や学習相談の窓口としての機能をもつことによって、公民館は住民にとって無くてはならない機関となるし、また各施設間の連絡調整に当る要的役割と住民の生活課題や学習要求を調査研究する機能が公民館にとって不可欠のものとなろう。

ところで、現在の公民館の多くは、そのあるべき姿からみた場合、まだまだほど遠い地点にあるように思える。近年各地に施設としては立派な公民館が建てられているが、そこでの活動の内容をみるに、依然として貸館的性格が強く、独自の事業においてもドメスティクなものや趣味的なものに偏りがちで、公民館事業の各種学校化が増々顕著になりつつある。そのような内容を否定するつもりはないが、そのあり方が各種学校的なものであるところに問題がある。例えば、料理講座というのがある。それを公民館が開設する場合、単に「料理講座」として開設し、定員何名で締切るといふ形では各種学校的な講座の域を出ないし、都市部においては直接料理学校で学ぶ方が内容的に徹底しているかもしれない。料理講座で学習を希望する人たちは、それぞれ日常の食生活において、何かを感じ、何かを悩み、何かを考えてみたいと思っているはずである。その「何か」がその人たちにとっての生活課題であるから、その「何か」を具体的に聞き出し、それをもとに料理講座のプログラミングをすることで公民館としての講座開設の意味があるのである。その際、講座に参加を希望する人たちがそのプログラミングに直接参加できることが望ましい。そうすることによって、自分の課題が他の人と共通の課題であることを知り、また他の人の課題に触発されて、新たな食生活に関する課題を認知することができるのである。このように自分たちの手で学習プログラムを作成することによって、その後の学習活動に主体的に取り組む態度と責任が生ずることになる。それでは、学習プログラムの作成に際しての公民館主事の役割は何か。公民館主事の中には、各種の学級や講座のプログラムを一から十まで自らの手で作成することを自分の仕事と思い、その能力が専門性

の1つの基盤であると考えている人がいるが、それは必ずしも妥当であるとは言えない。学習プログラムの作成に際しての公民館主事の役割は、学級や講座等への参加希望者の具体的な学習要求を聞き出し、彼らとともにそれらの内容を吟味・選択し、もし重要なもので欠けている内容があれば、それを加え、それらを系統的に配列し、更に学習に必要な資料及び指導者を紹介することである。この役割を端的に表現すれば、調整的助言的役割と言えよう。このような形で学習プログラムの編成が行われて、はじめて住民サイドに立った公民館の学級・講座になるわけで、それでこそ民間企業等で開設される講座・学級等と一線を画することができるのである。特に各種学校での学習が与えられたカリキュラムにそって行われるのとそれは根本的な違いである。住民が自ら学習したい内容を選び、更に具体的な学習プログラムの作成に参加できることが保障されてこそ、社会教育における学習者の学習権が保障されるのである。

ところで、ここで問題になるのは、公民館主事の職制の問題である。公民館主事については、いずれ社会教育における人（指導者）の整備について論ずる際に詳説したいと考えているが、ここで1つだけ指摘しておきたいことがある。それは、公民館が住民の自己実現（個人のみならず、集団及び地域社会のそれぞれの自己実現を含む）の場であり、それが公民館の存在目的であるとしたら、そこでの職員、特に公民館主事の果す役割は重要である。現行の社会教育法では、公民館事業の企画実施者は館長で、主事は、事業の実施者として位置づけられている。（同法27条）つまり、主事には企画者（planner or programmer）及び指導助言者（advisor or consultant）としての機能が欠落している。公民館が単なる貸館ではなく、独自の事業を企画実施し、地域住民に学習の機会を提供する場であるならば、それに直接携わる職員は、単に決められたことをやる実施者（doer）としてではなく、「公民館事業についての専門的知識、技術、経験を有する等、必要な資質を備えた者」（昭和35年2月4日社会教育局長通達）で、企画力、指導助言力を備えた者でなければならない。前述した学習プログラムの編成における主事の役割は、かかる能力を有してこそ十分に果されるのである。教育や学習の場でその仕事に携わる者は、企画（計画）と実施の両機能を有していなければ、その効果は得て望めない。公民館主事の職制の確立が叫ばれて久しいが、その養成の問題を含めてその確立こそが公民館の存在目的を支えるいしずえとなるであろう。公民館の今後の最大の課題は、ここにあると言える。

5. 結 語

以上、社会教育における学習条件の整備のうち、場の整備について述べてみた。

私は、社会教育を「自己実現を目的とした主体的かつ組織的な学習活動」とし、また社会教育行政の役割を、「自己実現を可能にする条件整備である」と考える。自己実現には個人、集団、地域社会及び国家の4種のものが想定されるが、それらの関係は、戦後の社会教育思惟の根幹でもあるところの個人及び集団の自己実現をまず基本とし、それをもとにして地域社会と国家の自己実現を図るという構造で捉えたい。

最初に、社会教育は、学習の場や機会、学習内容、指導者等を学習者自身が選べるという特徴をもっていると述べた。この選択権を個人及び集団が留保していることが、実はそれらの自己実現にとって不可欠の条件である。社会教育における学習の場の整備は、それらの自己実現にとっての基盤整備と言えよう。

〔注〕

- (1) 皇至道, 西洋教育史, 柳原書店, 昭和27年, p.p.5—6.
- (2) 貝塚茂樹・他編, 角川漢和中辞典, 昭和36年.
- (3) 大久保貞義, 学校五日制—教育近代化への展望—帝国地方行政学会, 昭和49年, p.p.99—118
- (4) Ibid., p.99
- (5) 公民館の事業や市町村の開設する青年学級の事業では、非営利性と政治的、宗教的中立性が求められている。(社会教育法第23条, 青年学級振興法第11条)ただし、それは、教育基本法第8条第1項に定めている政治的教養や同法第9条第1項にある宗教に関する教育まで排除するものではない。また補助団体としての社会教育関係団体に対しても非営利性と政治的中立性を求めている。(昭和29年8月11日社会教育局長通達)
- (6) 文部広報, 第594号, 昭和49年7月13日.
- (7) 教育経営事典第4巻, 帝国地方行政学会, 昭和49年, p.235.
- (8) 二宮徳馬, 社会教育, 国土社, 1967年, p.85.(分担執筆者:横山宏)
- (9) 宇佐川満, 「婦人団体」, 日本の社会教育第8集「自治体と住民の学習計画」所収, 東洋館出版社, 昭和39年, p.86.
- (10) Loc. cit.
- (11) 大分県教育委員会の調査によれば、郡部の日稼就

労婦人の就労働機として次のものが挙げられている。

あっせんする人からさそわれたので	16.5%
近所の人たちがでているので	19.5%
家計が苦しいので	44.0%
気ばらしになるので	10.5%
自分で自由にされるお金が入るので	31.0%
借金をかえすために	12.0%
家にいると近所の付合がめんどうなので	5.0%
時間があまっているので	14.5%
その他	11.0%

(%は被調査者 200人に対するもの)

〈大分県教育委員会, 「日稼就労婦人の意識と生活(II)」昭和49年, p.53〉

- (12) 社団法人全国公民館連合会, 「公民館のあるべき姿と今日的指標」, p.p.3—4.
- (13) 新聞社系の講座開設の態様を例示すると次の通りである。(ただし, 昭和49年度分)

講座開設の態様

名 称	朝日文化センター北九州教室	西日本婦人文化サークル大分教室
主 催 者	朝日新聞社	西日本新聞社
講 座 数	92	48
ク ラ ス 数	179	92
対 象 者	子ども・成人	女性(特に年齢制限なし)
定 員	講座により異なる	不 明
開 講 期 間	3カ月・6カ月・1年の3種があるが主として6カ月及び1年	3カ月・6カ月・1年の3種があるが、主として1年
回 数	週1回で月に4回が原則であるが、中には月1回あるいは月2回のものもある。	週1回で月に4回
曜 日	日～土	月～土
開 講 時 間	朝・昼・夜に分け、2時間単位が普通	朝・昼・夜に分けているが時間は不明
費 用	入会金	2,000円 (中学生以下1,000円)
	受講料	1,000～2,800円
	材料費	実費徴収
講 師	主として福岡県内に在住する専門家	主として大分県内に在住する専門家
学 習 方 法	講義・実習・実技及び見学, 時としてその併用	講義・実習・実技
修了証書の有無	希望者に修了証(出席回数と講師の了解を得て出す)	希望者に修業証書(200円必要)
規約の有無	有	有